

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会内部部局に関する要領

〔平成27年7月1日〕
〔茨指運協第32号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成27年協議会規程第1号）第4条第4項の規定に基づき、いばらき消防指令センターの内部部局の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各内部部局に、次のグループを置く。

区分	グループ
事務局	管理グループ
通信指令局	指令第1グループ、指令第2グループ

(事務分掌)

第3条 内部部局の事務分掌は、次のとおりとする。

区分		事務分掌
事務局	管理グループ	(1) 協議会運営に関する事。 (2) 専門部会等の運営に関する事。 (3) 共同指令業務の運用に関する事。 (4) 外部機関との調整に関する事。 (5) MC協議会との調整に関する事。 (6) 指令員の研修体制に関する事。 (7) 通信指令施設の更新に関する事。 (8) 庶務に関する事。 (9) その他会長が必要と認めることに関する事。
通信指令局	指令第1グループ	(1) 緊急通報の受信及び出動指令に関する事。 (2) 消防通信に関する事。 (3) 指令管制に関する事。 (4) 通信指令局の庶務に関する事 (5) 指令員の研修に関する事
	指令第2グループ	(6) 消防情報指令システムの整備及び運用管理の統括に関する事。 (7) 指令業務の統計に関する事。 (8) その他会長が必要と認めることに関する事。

(局長及びグループ長)

第4条 内部部局に局長を、グループにグループ長及び副グループ長を置く。

- 2 局長、グループ長及び副グループ長は、センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 局長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 グループ長は、上司の命を受け、所管事務を処理し、所属の職員を指揮する。
- 5 副グループ長は、グループ長を補佐し、上司の命を受け、担当する事務を整理し、及びその事務に係る職員を指揮監督し、並びにグループ長に事故あるとき、又はグループ長が欠けたときは、その事務に係るグループ長の職務を代理する。

(職員の配置)

第5条 内部部局には、それぞれ必要な職員を配置する。

- 2 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、内部部局の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月1日)

この要領は、平成28年12月6日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日)

この要領は、令和4年3月1日から施行する。